



出題・解説

八木会計事務所
税理士

八木正宣

第1問

次の文章の中から医療費控除を受けるにあたって、正しいものを1つ選んでください。

① 去年支払った医療費の領収書が見つかったので、今年の医療費として申告した

② 扶養している母親の医療費も医療費控除の対象とした

③ 領収書を紛失したので、健康保険組合からもらう「医療費のお知らせ」を領収書の代わりに使った

④ 年末調整で医療費控除の適用を受けるため、勤務先に医療費の領収書を提示した

解説

自分自身や家族のために医療費を支払った場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます。これを「医療費控除」といいます。

医療費控除の金額は、図表1で計算した金額（最高200万円）となります。医療費控除が適用されるには、実際に支払った医療費の額から保険金等で補てんされる金額を差し引いた医療費が、10万円（その年の総所得金額が200万円未満の人はその5%の金額）を超える必要があります。保険金等で補てんされる金額には、健康保険組合等からの高額医

療費や出産一時金、生命保険会社等からの入院給付金などが挙げられます。

一般的に医療費が10万円を超えないと医療費控除は適用されません。

図表1 医療費控除の計算

<p>医療費控除額 = A - B</p> <p>A : (支払った医療費の額) - (保険金等で補てんされる金額)</p> <p>B : 「10万円」が「総所得金額 × 5%」のうち、いずれか少ない金額</p>

といわれますが、実際は総所得金額が200万円未満の人は、10万円未満でも適用されます。例えば総所得金額が100万円の人の場合、5万円（100万円 × 5%）を超えていれば、医療費控除を受けることができます。

● **扶養親族の医療費も対象**

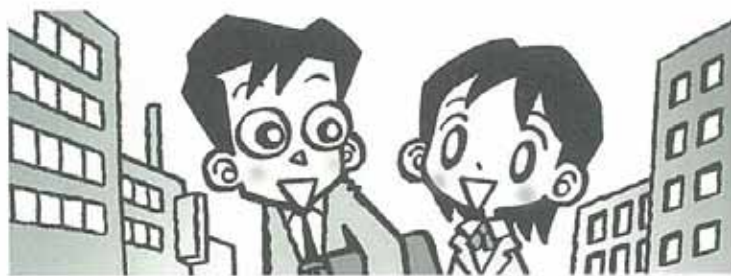
医療費控除の対象となる医療費は、次の2点が要件となります。

⑦ 納税者が、自分自身または自分の親族（6親等内の血族および3親等内の姻族）のために支払った医療費であること

⑧ その年の1月1日から12月31日までに支払った医療費であること

治療中に年が変わるときは、それぞれ別の年に支払った医療費の額が、各年分の医療費控除の対象となります。例えば、治療が年内に行われたとしても、治療費の支払いが年を明けてしまうと、来年の医療費控除の対象となります。

また、医療費控除を受けるため



テーマ 医療費控除のポイント

の手続きですが、医療費控除に関する事項を記載した明細書を添付して確定申告書を提出する必要があります。その際、医療費の支出を証明する領収書などの書類を確定申告書に添付するか、提示しなければなりません。

健康保険組合等が送付する「医療費のお知らせ」は領収書には該当しませんので、領収書はきちんと保管することが大切です。公共機関の交通費については、領収書が発行されない場合は、メモ書きで大丈夫です。

医療費控除は、サラリーマン、公務員等の給与所得者に適用される年末調整の手続きでは受けることができません。給与所得者が医療費控除を受けようとするときは、確定申告が必要となりますので注意が必要です。

以上から、正解は②となります。

図表2 控除の対象となる主な医療費の範囲

	医療費として認められるもの	医療費として認められないもの
入院	<ul style="list-style-type: none"> 治療に必要な差額ベッド代(個室使用料) 家族以外の付添人の報酬・交通費 入院中に病院で出される食事 	<ul style="list-style-type: none"> 本人の都合で利用した差額ベッド代 付添いの親族への謝礼・交通費 入院中のテレビ・冷蔵庫のレンタル料 医師や看護師に対する謝礼
薬・器具	<ul style="list-style-type: none"> 風邪薬、胃腸薬など治療目的で薬局で購入した医薬品 医師の指示による漢方薬やビタミン剤などの購入費 成人用おむつや松葉杖・補聴器などの購入費 	<ul style="list-style-type: none"> ビタミン剤、ドリンク剤、うがい薬などの購入費 マッサージ機、血圧計などの購入費 病気予防、疲労回復の目的での薬、医療器具の購入費
検査・療養	<ul style="list-style-type: none"> 在宅療養の保健婦、看護婦等の報酬 医師の指示により利用する厚生労働省認定施設の料金 整骨院やマッサージの費用 	<ul style="list-style-type: none"> 予防注射の費用 健康維持、生活習慣病予防のためのスポーツクラブの料金 人間ドック等の健康診断の費用
歯・目の治療	<ul style="list-style-type: none"> 全歯、金冠などを使った治療費 歯科ローンで支払う治療費 医師の指示で購入した治療のための眼鏡代 発育段階で行う、子供の歯列矯正費 	<ul style="list-style-type: none"> 美容目的の歯列矯正 歯科ローンの利子 歯垢除去費用 近視・乱視・遠視用コンタクトレンズ代、眼鏡代
出産	<ul style="list-style-type: none"> 妊娠中の定期検診・検査費用 出産の入退院のためのタクシー代 異常分娩・流産の場合の入院・手術代 不妊症の治療費 妊娠中絶の費用 	<ul style="list-style-type: none"> 出産のために実家に里帰りする費用 妊娠判定薬の購入費 出産後に雇った家政婦の費用
交通費	<ul style="list-style-type: none"> 通院・入院のためのバス、電車等の公共機関の交通費 1人での通院が危険な場合の付添人の交通費 通院時にどうしても必要なタクシー代 	<ul style="list-style-type: none"> 自家用車で通院した場合の駐車場代、ガソリン代

解説

健康保険組合等が送付する「医療費のお知らせ」は領収書には該当しませんので、領収書はきちんと保管することが大切です。公共機関の交通費については、領収書が発行されない場合は、メモ書きで大丈夫です。

医療費控除の対象となる医療費は、医療行為として一般的に支出される水準を著しく超えない金額となります。

具体的には、図表2のとおりです。参考にしてください。

以上から、正解は③となります。

第2問

- 次の中から、医療費控除の対象となる費用を1つ選んでください。
- ① 病気の予防のためのビタミン剤の購入費
 - ② 退院時に支払った医師に対する謝礼
 - ③ 金歯を使用した歯の治療費
 - ④ 自家用車で通院する場合の病院の駐車場代